

## 有機農業推進総合対策緊急事業 Q&A

### 【協議会の構成について】

- Q1. 個人での申請は可能ですか。
- A1. いいえ、本事業については、協議会で取り組むことが要件となっており、個人での取組は対象になりません。
- Q2. 協議会の定義を教えてください。
- A2. 有機農産物を公的機関の給食、食堂等へ導入するため、関係者が構成員となって協議等を行う団体を指します。なお、構成員について、公立学校給食の場合は、市区町村、学校給食会、学校の栄養教諭、共同調理場管理者、登録納入業者、有機農産物取扱業者などの給食の提供に関係する者が想定されます。また、協議会が法人である必要はありません。
- Q3. 法人ではない任意団体でも協議会に入ることは可能ですか。
- A3. はい、可能です。
- Q4. 保護者や生徒（18歳未満）が協議会に入ることは可能ですか。
- A4. 給食を提供する関係者が協議会の構成員として想定されますので、一般の保護者は対象外となりますが、必要に応じてPTA等の保護者団体等による参加が想定されます。対して、生徒は給食の提供に関する者ではないため、協議会の対象外となります。
- Q5. 申請する市以外又は県外の農家も協議会に入ることは可能ですか。
- A5. はい、可能です。
- Q6. 学校給食で実施する場合、協議会に市町村や共同調理場、栄養教諭等が入ることは必須ですか。
- A6. 公立学校の給食においては基本的に設置者である市町村や、学校側の関係者の参加が必要になります。
- Q7. 有機野菜を提供したい農家が協議会に入ることは必須ですか。
- A7. 必須ではありませんが、納入等にあたり調整が必要な場合は協議会の構成員になって頂くことが望ましいと考えられます。
- Q8. 私立の幼稚園・学校の給食で、市町村が納品に関係していない場合、幼稚園・学校とサプライヤー、生産者のみで協議会を立てることも可能ですか。
- A8. はい、可能です。

- Q9. 一つの団体（NPO、農家など）が複数の協議会に入るとは可能ですか。
- A9. はい、各協議会で取組が被ったりしていなければ、2 つ以上の協議会への加入は問題ありません。
- Q10. 同市内の公立学校と私立学校において、別で申請することは可能ですか。
- A10. 別で申請する場合は、協議会を分けて申請して頂く必要があります。別にする理由がない場合は、一つの協議会で試験的導入として申請も可能です。
- Q11. 大学の食堂に有機野菜を導入する際、食堂運営会社と農家と NPO で協議会を作り、進めて行くのは可能ですか。
- A11. 有機農産物等の試験導入に必要な構成員が含まれていれば問題ございません。なお、本事業では、試験的な導入を行う取組を補助対象としており、働きかけを行うための取組は補助対象となりません。
- Q12. 協議会を、国の機関である地方農政局と立ち上げることは可能ですか。
- A12. 補助金の性質上、国の機関が協議会の構成員として活動することは想定されていません。

#### 【補助対象になる給食・食堂等について】

- Q13. 補助対象となる施設の判断基準を教えてください。また、下記の施設は補助対象ですか。
- ・ 病院の食堂・給食
  - ・ 大学の生協学生食堂
  - ・ 一般公開されている学校法人の持ち物を開放している廃校のアップサイクル施設
  - ・ 一般公開されている都道府県庁内など公的機関の食堂
  - ・ 一般公開されている私立の地域コミュニティ施設の食堂
  - ・ 障害者の作業所の給食
  - ・ 子ども食堂
- A13. 協議会を作って調整する必要があるかという点が判断基準になります。  
単に一般的な飲食店が有機農産物を納入する場合であれば、関係機関との調整も発生しないため、協議会を作る必要性はないと思いますが、病院食であっても、市町村が絡む場合や、メニュー作成で課題があるなど、関係機関で調整が必要なものは補助対象になると考えております。また、学校自体の食堂は公立、私立問わず補助対象です。

#### 【補助対象になる取組について】

- Q14. 補助対象となる有機農産物の規定について詳しく教えてください。
- A14. 有機 JAS 認証を受けた農産物又は環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組対象となる農地で生産された農産物が対象となります。なお、環境保全型農業直接支払交付金自体は有機農業以外も補助対象になっていますが、本事業の対象となるのは有機農業の取組のみです。

- Q15. 無農薬無肥料栽培や特別栽培・エコファーマーの認証、地域独自の認証等を受けている農家の野菜は補助対象ですか。
- A15. いいえ、有機農産物に関しては、有機 JAS 認証または環境保全型農業直接支払い交付金を受けている有機農業で生産された農産物のみが補助対象になります。今年交付を受けている証明が必要となります。
- Q16. 本格導入とはどのくらいの状態のことですか。
- A16. 定期的に仕入れる流れが出来ている状態は、本格導入といえます。昨年一回だけ導入し、今年もチャレンジしたいという場合は試験導入として申請可能です。
- Q17. すでに有機給食を本格導入している場合、新たな品目の食材を仕入れるために補助を受けることは可能ですか。
- A17. いいえ、すでに本格的に導入されている品目がある場合は、新たな品目に関しても補助対象外となります。
- Q18. 新たな品目の定義を教えてください。
- A18. 前年度入れているかどうかで判断されます。昨年と同品目では補助対象外となります。
- Q19. 野菜の種類の違いは認められますか（〇〇大根、△△大根など）。
- A19. いいえ、同品目の野菜における呼び名、品種の違いは認められません。昨年と同品目では補助対象外となります。  
例えば、昨年、給食に有機米のみを試験的に導入していた場合、本事業において米は補助対象外になりますが、米以外の品目であれば補助対象になります。
- Q20. 導入する品目が複数種類であっても補助対象ですか。
- A20. はい、複数でも補助対象となります。
- Q21. 有機加工食品は4月1日以降に加工されたものであれば補助対象ですか。
- A21. はい、補助対象です。有機加工食品の製造と販売が令和5年4月1日以降かつ取引が申請後であれば、原材料の年度は問いません。
- Q22. 入札の際、補助金の分を農家の方に価格を下げてもらい、入札することは可能ですか。
- A22. いいえ、補助金を加味せず、適正価格で入札してください。その際の差額分に対しての補助金となります。

- Q23. 目安となる慣行の価格提示はどのように行えばよいですか。
- A23. 慣行品の価格提示については、申請される品目の取引時期と同一時期の価格を提示ください。昨年度の同時期の物で問題ありません。
- もし提示が難しい場合は、下記の alic が提供する価格のデータベースの国内産計の同時期の値を参考ください。データベースに該当品目が無い、違う時期の価格しかないという場合は、ご相談ください。金額等のかけ離れた内容でないか等確認し、判断させていただきます。
- <https://vegetan.alic.go.jp/vegetan/sch7.do?outPutKbn=1>
- Q24. 送料は補助対象ですか。
- A24. はい、補助対象です。
- Q25. 交通費は補助対象ですか。
- A25. はい、協議会、検討会開催地までの移動費は補助対象となります。
- Q26. オーガニックの見える化のための簡単なシステム構築費は補助対象ですか。
- A26. いいえ、補助対象外です。
- Q27. マッチングのための試食会の開催にあたり、食材仕入れ費、調理費、ガソリン代、人件費は補助対象ですか。
- A27. マッチングの取組は、生産者と学校給食関係者等とのマッチングを指しており、主に両者の打合せにかかる費用を想定しております。その中で試食が必要な場合であれば試食に係る経費は補助対象になります。
- Q28. 有機農産物の試験的導入にあたり研修会を開催したいと考えているのですが、研修会参加費用を参加者から徴収することは可能ですか。
- A28. 本事業の補助対象として、参加費を徴収する形の研修会は想定しておりません。一般的にお答えすると補助事業で実施する取り組みについては、利益を得るような取り組みは認めておりません。利益が出ない範囲であれば参加費を徴収することは可能です。
- Q29. 民間企業(食品会社等)とともにメニュー開発を行った場合、その経費も補助対象ですか。
- A29. はい、給食に入れるためのメニュー開発等に必要経費であれば問題ありません。ただし、単に有名シェフに講師をしてもらうなどは認められず、給食への導入にあたっての必要性があるかどうかで判断されます。
- Q30. 自治体が一部経費負担している場合は補助対象ですか。
- A30. 自治体が経費負担する部分は補助対象外です。

Q31. 学校給食において、人件費節約でハンバーグを地元肉屋さんに外注していました。このハンバーグに使う玉ねぎを有機に変えたい、という場合、NPO と肉屋と農家で協議会を立ち上げて、補助事業を活用するという事例は補助対象になりますか。

A31. 協議会が次年度以降の有機農産物の取扱方針の作成及び継続利用に向けた検討を実施できる体制であれば補助対象となります。なお、ハンバーグは加工品となるので、加工品の有機 JAS 認証を取得して頂く必要があります。

Q32. 給食センター等で有機農産物等を用いて手作りする場合は補助対象ですか。

A32. はい、補助対象になります。

Q33. 生徒の農産地訪問、収穫体験、実習に関わる費用は補助対象ですか。

A33. 本事業では、有機農産物の導入に要する経費を支援することとしており、生徒による農産地訪問、収穫体験、実習等に係る費用は補助対象になりません。

#### 【申請の手続きについて】

Q34. 環境保全型農業直接支払交付金の農産物であることの確認はどのように行えばよいですか。

A34. 市町村等の承認を出している所へ、承認の証明書類のご確認をお願いします。

Q35. 本事業で掛かり増し分の補助金を受けた場合、1.5 倍に収まらなかった分の差額を市から補助をしてもらうことは可能ですか。

A35. 本事業の補助を受けた額と重複しない範囲であれば、他の補助金を受けることは可能です。なお、新たな市場への有機食品の試験的な導入の取組については、1.5 倍を超えた差額についても補助対象になります。

Q36. 申請してから採択までどのくらいの期間がかかりますか。

A36. 申請は実施計画の申請、事業実施の申請、実績報告の計 3 回ございます。

それぞれかかる時間の目安は下記となります。(必要資料の揃い状況次第で変動)

実施計画の申請：約 2 週間～4 週間程度

事業実施の申請：1～2 営業日

実績報告：約 2 週間～3 週間程度

Q37. 協議会が受け取る補助金の振り分けやお金の流れを教えてください。

A37. 申請して頂いた協議会の口座に振り込ませて頂きます。

Q38. 視察や検討会を行った場合、書類の提出が必要ですか。

A38. はい、補助の対象とするためには、関係する証明書等が必要です。

【その他】

- Q39. 申請予算が満額になった場合その時点で締め切りですか。
- A39. はい、締め切ります。申請が同タイミングで審査となった場合は、実施要領に記載の審査選考基準に則り採択者が決定されます。
- Q40. 協議会を立ち上げ、検討会や調査、メニュー開発等行ったが納入には至らなかったという場合、補助金はもらえなくなりますか。
- A40. はい、そうなります。協議会の立ち上げ・検討会の実施・試験的導入が必須条件となります。
- Q41. 加工をしている業者を協議会に入れたいと思っています。加工業者は有機 JAS 認証をまだ取得していません。認定を受けるための講習を受けて貰えば良いですか。
- A41. 加工品の取引をされる段階までに加工品の有機 JAS 認証を取得して頂く必要があります。
- Q42. 来年度以降も、同様な補助事業は実施されますか。
- A42. 実施は未定となります。